

朝日村農業機械購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日村の農業振興を図ることを目的として、農業者が行う農業用機械の購入に対し、予算の範囲内で購入費の一部として補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有し、村内の農地を自ら耕作する個人又は事業所の所在地が村内にあり、村内の農地を耕作する法人であること。
- (2) 村へ納付すべき税金及び料金を滞納していないこと。
- (3) この要綱に規定する補助金を交付されたことがないこと。
- (4) 個人の場合は、この要綱に規定する補助金を交付された者が同一世帯にいないこと。
- (5) 朝日村暴力団排除条例（平成24年朝日村条例第5号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象機械)

第3条 補助金の対象となる機械は、農作業又は農地の維持管理に使用するものとし、別表のとおりとする。ただし、国又は県等から同様の事由による補助金等を受けていないものとする。

2 前項に規定する機械は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金を申請する年度において個人又は法人が購入した農業用機械単体（付属品を含む。）であること。
- (2) 農業用機械を取り扱う店舗から購入する新品又は中古品の農業用機械で、購入価格が単体で10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。
- (3) 個人間の売買ではない農業用機械であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日村農業機械購入事業補助金交付申請書（個人用）（様式第1号）又は朝日村農

業機械購入事業補助金交付申請書（法人用）（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 申請する年度に購入する機械の金額が分かる書類（見積書等の写し）

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 申請者は、朝日村農業機械購入事業補助金交付申請書（個人用）（様式第1号）又は朝日村農業機械購入事業補助金交付申請書（法人用）（様式第2号）を申請する年度の1月31日（当該日が休日の場合は翌平日）までに提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 村長は、前条の規定により申請者から補助金の申請があったときは、その内容を審査の上適否を決定し、朝日村農業機械購入事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者は、その後において、事業費の額を変更するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した朝日村農業機械購入事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了後、速やかに朝日村農業機械購入事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 交付申請する年度に購入した機械の金額が分かる書類（納品書、領収書、請求書等の写し）

(2) 導入した農業用機械の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 村長は、補助金の額が確定したときは、朝日村農業機械購入事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付を請求しようとする者は、朝日村農業機械購入事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請等により不正に補助金を受けた際は、交付された補助金の全額を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の朝日村農業機械購入事業補助金交付要綱の規定によってなされた補助金の交付手続については、なお、従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象農業機械			
田植機	バインダー	ハーベスター	コンバイン
トラクター	自走式草刈機	ラジコン草刈機	管理機
マルチャー	ブームスプレー ヤー		
上の表に掲げるもののほか、村長が適当と認めるもの			